事　務　連　絡
平成２４年３月８日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局首席登記官（不動産登記担当）

各種図面の電子化に伴う事務の取扱いについて（御依頼）

平素から，当局の登記行政の運営について，格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，当局では，地図等の電子化により地図情報システムが稼動している登記所において，地図情報システム稼動前に提出された土地所在図，地積測量図，建物図面，各階平面図及び地役権図面（以下「各種図面」という。）の地図情報システムへの入力作業を行っていますが，今般，当局伊勢支局及び松阪支局の同作業が完了し，地図情報システムを用いた運用を本年３月２９日から開始することとなりました。

そこで，運用開始後における各種図面の閲覧等については，下記のとおり取り扱いますので，お知らせします。

つきましては，この旨を貴会会員の皆様に対し，周知方お取り計らい願います。

記

１　電子化した各種図面の取扱い

(1) 証明書交付

地図情報システムを用いて図面の証明書を作成し，これを交付します。

(2) 閲覧

地図情報システムから出力した書面をもって行います。

２　上記１以外の各種図面について

電子化しなかった各種図面の証明書交付・閲覧は，従前のとおりです。

受付
575
24.3.09